

## 清川村マスコットキャラクターデザイン使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、清川村マスコットキャラクター「きよりゅん」及びロゴマークのデザイン(以下「デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (著作権)

第2条 デザインの著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、清川村(以下「村」という。)に属する。

### (使用基準)

第3条 デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 村の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他村長が使用について適当でないとき。

### (使用申請等)

第4条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ清川村マスコットキャラクターデザイン使用(変更)承認申請書(第1号様式。以下「使用(変更)承認申請書」という。)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 村が業務のために使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) 村が共催又は後援をしている事業で使用するとき。
- (4) 村内の保育園、幼稚園、小学校並びに中学校が保育又は教育の目的で使用するとき。
- (5) 村内で活動している団体が商用目的以外で使用するとき。
- (6) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (7) 著作権法第30条に規定する私的使用の範囲内で使用するとき。
- (8) その他村長が使用を適当と認めるとき。

### (使用承認等)

第5条 村長は、前条の規定により使用(変更)承認申請書の提出があった場合は、

その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に清川村マスコットキャラクターデザイン使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「使用(変更)承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、村長は、使用条件を付することができる。

2 村長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に清川村マスコットキャラクターデザイン使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「使用(変更)不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第6条 使用承認期間は、承認日の翌年度末までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第4条の規定により使用(変更)承認申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 デザインの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、村長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 清川村マスコットキャラクター「きよりゅん」等デザイン使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) デザインの使用時には、マニュアルのロゴマークを付記すること。ただし、スペース等の関係により、ロゴマークを付記することが困難な場合は、「清川村」の付記をもって代えることができる。
- (7) 前号の規定にかかわらず、ロゴマーク又は「清川村」を付記することが困難な場合は、村長が認めた表記方法とすること。
- (8) デザインを使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに村長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (9) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用(変更)承認申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定により使用(変更)承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用(変更)承認通知書により通知するものとする。

3 村長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に清川村マスコットキャラクターデザイン使用承認取消書(第4号様式。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 村長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりデザインの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、村はその責めを負わない。

2 使用者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、村は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。